

歩道への車両乗入れ部設置に係る承認基準

歩車道が構造的に分離された市道において、新たに車両の乗入れ部を設置するときは、道路法（昭和27年法律第180号）第24条に規定する「道路管理者以外の者が道路管理者の承認を受けて行う道路に関する工事」として処理するものとし、下記のとおり承認基準を定める。なお、記載の無い事項については、道路管理者と別途協議するものとする。

1. 乗入れ部の箇所数

乗入れ部は、交通に支障が無い場合に限り、乗入れの対象となる施設に対し、1箇所設置できるものとする。

ただし、対象施設が大規模な場合（公共施設、総合病院、大規模店舗等）や、敷地内で車両が輻輳するなど1箇所では支障があると認められる場合（コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等）は、10m以上の間隔を空けて2箇所以上設置できるものとする。

2. 乗入れ部の規格

乗入れ部は、通行する最大の車種に対応した規格を選択する。

また、乗入れ部の幅員は、道路と民有地の境界部分の幅員とし、各規格における幅員の最大値は、原則として下表のとおりとする。（幅員には擦付けブロックを含めない）

規格	通行車種（車両総重量／最大積載量／乗車定員）	幅員*	主な利用形態
I 種	普通自動車（5t未満／3t未満／10人以下）	4.2m	住宅、共同住宅等
II 種	中型自動車（5t以上11t未満／3t以上6.5t未満／11人以上29人以下）	8.4m	店舗、駐車場、工場、倉庫等
III 種	大型自動車（11t以上／6.5t以上／30人以上）	12m	

- ①上記の乗入れ幅員で、車両の通行に支障がある場合（法令等の規定、トレーラー等の特殊車両の通行、敷地が不整形、隅切り等）は、対象車両の走行軌跡図を作成し、協議すること。
- ②乗入れ部の取付け角度は、原則90°とする。ただし、現地の状況によりこれにより難い場合は、協議すること。
- ③敷地が狭隘である等、やむを得ず歩道に沿って駐車場区画を設ける場合は、視線誘導標等を設置し、歩行者の安全に配慮すること。
- ④車種は、承認基準制定時点におけるものであり、関係法令が改正された場合は、最大積載量を基準とする。

3. 乗入れ部を設置できない場所

以下の場所には、乗入れ部の設置を承認しないものとする。ただし、敷地形状が不正形である等のやむを得ない事情があり、関係者と協議が整った場合はこの限りではない。

- ①横断歩道の中及び前後5m以内の部分（停止線がある場合は、停止線から5m以内）
- ②総幅員7m以上の道路が交差する場合は、交差点の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から5m以内の部分（T字型交差点のつきあたりの部分を除く）
- ③総幅員7m未満の道路が交差する場合は、交差点の中及び交差点の側端から2m以内の部分
- ④バス停留所及びバス停車帯の部分（停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分）
- ⑤隣接する乗入れ部に連続する部分（住宅地では、乗入れ部間の距離は60cm以上とし、間隔が狭い場合は視線誘導標を設置する等、運転者の視認性を高めるものとする）
- ⑥交通信号機、道路照明灯及び道路標識等の設置されている部分（道路管理者及び占用者が移転を

認め、申請者が移設をする場合は除く)

- (⑦横断防止柵、ガードレール及び駒止の設置されている部分（交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く）
- (⑧横断歩道橋の昇降口及び地下道の乗入れ部から 5m 以内の部分
- (⑨橋りょうの部分
- (⑩トンネルの前後各 50m 以内の部分

4. 舗装の復旧方法

乗入れ部分の舗装構成は、乗入れ部の規格に応じて、下記のとおりとする。ただし、車道の舗装構成が N1・N2 タイプである場合は、II種・III種の規格であっても歩道乗入 A タイプとする。

舗装復旧タイプ	規 格	舗装構成
歩道乗入Aタイプ	I 種	N1・N2タイプ
歩道乗入Bタイプ	II種・III種	N3・N4タイプ

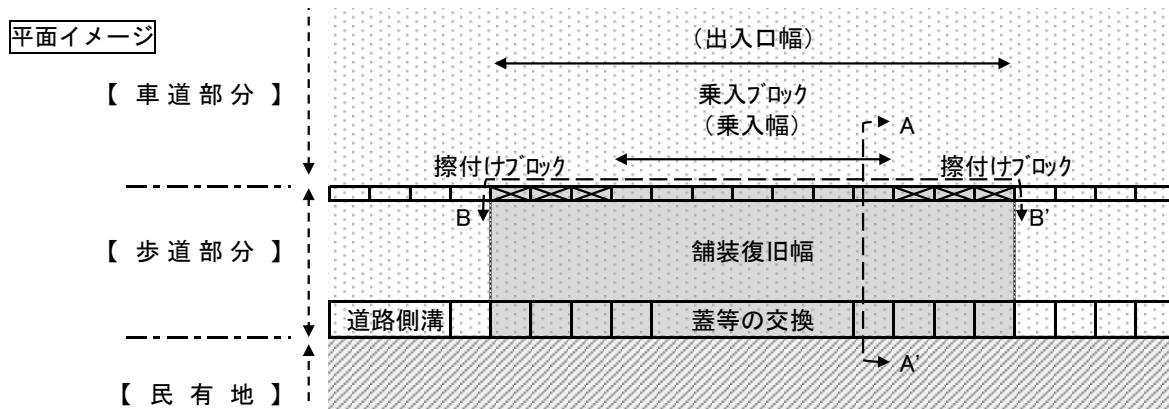
また、既設の舗装版を切断する場合は、雨水の侵入によって舗装が破損することを予防するため、舗装切断面に常温で粘着性を有する瀝青系の成形目地材を貼り付けること。

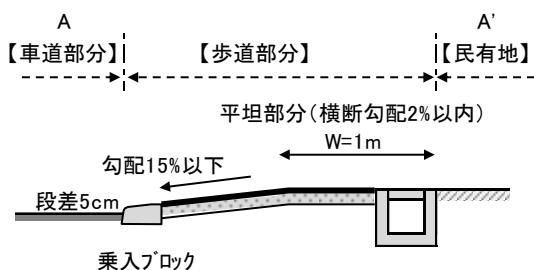
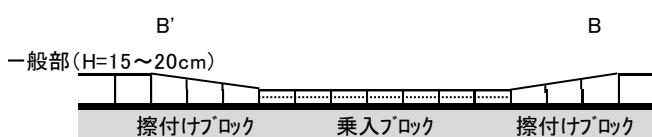
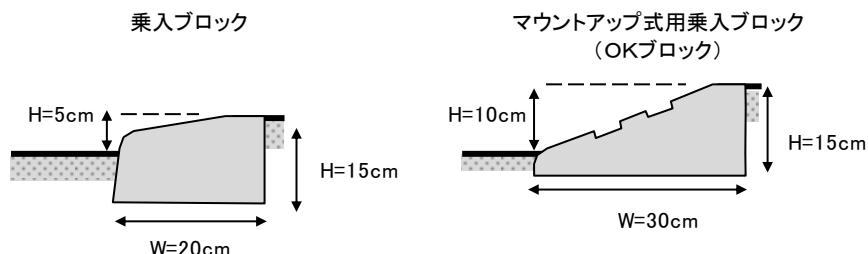
5. 乗入れ部の構造

乗入れ部の構造は、原則として下記のとおりとし、これにより難い場合は、協議すること。

	基 準 値	備 考
歩車道境界部分の段差	5cm	標準的な形状
	10cm	歩道幅員が2.0m以下のマウントアップ形式である場合に限る
歩道の平坦部	1 m以上	横断勾配 2 %以下の部分 側溝等がある場合は、側溝の幅を含む
横 断 勾 配	15%以下	
縦 断 勾 配	8%以下	できるだけ緩やかにすること

- ①乗入れ部の形状は、「青森県県土整備部 土木工事標準設計図集」のM 2型（車両乗入れ部）を標準とし、歩道がマウントアップ形式で幅員が狭い場合等は、マウントアップ形式用の乗入れブロックを使用できるものとする。
- ②乗入れ部と一般部を接続するための擦付けブロックは、周辺の既設の乗入れ部を参考に長さを決めるものとする。
- ③歩道全体の切り下げを行う場合は、歩道と車道、さらには民地の高低差を考慮し、5%以下の縦断勾配で擦付けるものとする。



断面イメージ**◆ A-A' (横断方向)****◆ B-B' (縦断方向)****乗入ブロック詳細図****6. 乗入れ部設置に伴い必要となる施設改修**

乗入れ部を設置しようとする歩道内に、下記の道路施設がある場合は、道路管理者と協議し改修を行うものとする。

①排水構造物（側溝等）

- I種の乗入れ部の場合は、適切な構造（蓋の交換若しくは、乗用車の通過に耐えられないと判断される場合は本体の入替え）に改修すること。
- II種・III種の乗入れ部で歩道内に側溝が設置されている場合は、原則として横断用側溝に改修すること。
- その他の雨水排水施設（路面排水口、集水桿）及び視線誘導標等がある場合は、適切な位置へ移設すること。
- エプロン部分の改修を行う場合は、路面配水が適切に行われる勾配を確保すること。

②街路樹・植樹桿

- 良好な街並みを維持するため適切な位置への移設を基本とする。ただし、移設先が無い場合若しくは移植が困難な場合は、撤去できるものとする。

③その他（交通安全施設）

- 防護柵（ガードレール及びガードパイプ等）をやむを得ず撤去する場合は、必要最小限の延長とする。
- 視線誘導標は、適切な位置への移設を基本とする。ただし、前後の誘導標と間隔が近接する場合は、撤去できるものとする。

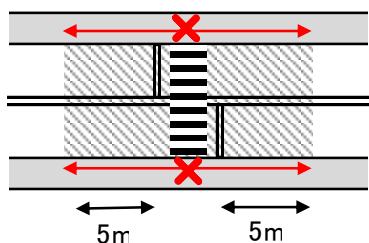
7. 隣接者の同意

乗入れ部は、原則として自己の所有地に面する位置に設置するものとするが、敷地が不正形である等の理由によって、やむを得ず隣接地まで拡げる場合（擦付け部分を含む）は、隣接地の所有者と協議し、同意書を提出すること。（書式は別紙のとおり）

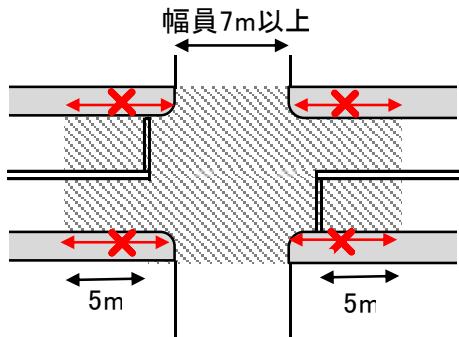
参考資料

乗入れ部を設置できない主な場所

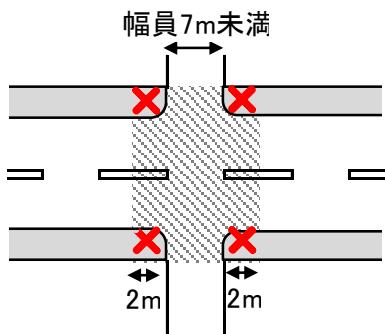
①横断歩道の中及び前後 5m 以内の部分



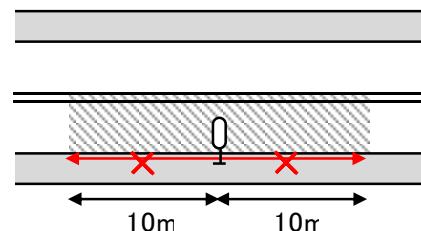
②交差点（総幅員 7m 以上の道路が交差）の部分



③交差点（総幅員 7m 未満の道路が交差）の部分

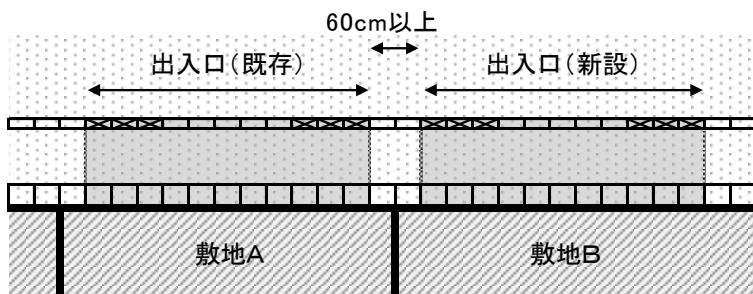


④バス停留所の標識から 10m の部分



※歩道の切下げと擦付けブロックの干渉を避ける

⑤隣接する乗入れ部に連続する部分（住宅地の場合）



別紙

車両乗入れ部設置同意書

平成 年 月 日

隣接者 住所：

氏名：印

下記の土地に計画中の車両乗入れ部について、土地利用に支障がないので設置に同意します。

記

申請土地の表示：

土地所有者 住所：

氏名：印